

令和元年第 3 回

上小阿仁村議会臨時会

会 議 録

令和元年 5 月 7 日（開会）

令和元年 5 月 7 日（閉会）

令和元年第3回上小阿仁村議会臨時会会議録

○招集（開会）年月日 令和元年5月7日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 令和元年5月7日（10時00分）

○出席議員

1番	伊藤秀明君	2番	佐藤真二君
3番	武石辰久君	4番	齊藤鉄子君
5番	萩野芳紀君	6番	河村良満君
7番	北林義高君	8番	伊藤敏夫君

○欠 席 議 員 な し

○地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	中田吉穂
総 務 課 長	小林博隆
住民福祉課長	加藤浩二
建設課長兼産業課長	大沢 寿
教育委員会事務局長	齊藤 幹雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田村秀幸
議会書記	上杉文子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

第1 仮議席の指定

第2 議長選挙

追加

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長選挙について
- 第5 総務産業常任委員会委員の選任について
- 第6 議会運営委員会委員の選任について
- 第7 議会広報編集委員会委員の選任について
- 第8 北秋田市周辺衛生施設組合議会議員の選挙について
- 第9 北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員の選挙について
- 第10 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 第11 議案第1号 特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告について
- 第12 議案第2号 平成30年度一般会計補正予算の専決処分報告について
- 第13 議案第3号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 第14 議案第4号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 第15 議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第16 閉会中の継続調査の申し出について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○会議録署名議員の氏名

1番 伊藤 秀明

2番 佐藤 真二

開会（10時00分）

○議会事務局長 おはようございます。議会事務局長の田村でございます。

この議会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の伊藤敏夫議員をご紹介します。

○臨時議長（伊藤敏夫） おはようございます。ただいま、紹介いただきました伊藤敏夫であります。地方自治法第107条の規定により、臨時の議長を務め

させていただきます。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回上小阿仁村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、村長より発言の申し出がありますのでこれを許します。

○村長（中田吉穂） 令和元年の初議会において、厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、議席を獲得された議員の皆様のご当選を、心からお祝いいたします。民意は間違いなく、8名の議員の皆様を選択して、これからの4年間を託したのであり、住民を代表される議員の皆様には、遠慮なくその思い、お考えを発言していただき、私どもは真摯にこれを受け止め、政策に活かしていくよう努めてまいります。今回の選挙では、新人議員・元議員・そして現職議員と、それぞれ地域を代表して当選されました。選挙戦を通じて感じたことは、急激に進行する高齢化と人口減少の現状ではないでしょうか。地域を見渡しても、若者の姿を見かけることがなかなかできないのが現状です。こうした状況に新しく変化を描き、活力ある地域づくりを目指していかなければなりません。全村民の幸せのため、また、住みよい上小阿仁村の創造のために、立場に違いはございますが、同じ思いで上小阿仁村再生を目指してまいります。私も、この度の選挙では僅差ではありましたが、現職ではなく、再選させていただきました。4年のブランクはありますが、行政と議会との関係は、チェック機能や採決だけの関係とは思っておりません。できる限り情報を提供し、目的に向かって議論を深め、地域の課題解決に向けて、互いに切磋琢磨し、村民の期待に応えていくことが求められております。取り組むべき課題は山積しておりますが、知恵を出し合い、上小阿仁村発展のため、全力投球で頑張る所存でございますので、今後ともご指導・ご協力をお願い申し上げます。この度はご当選、おめでとうございます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（伊藤敏夫） 日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長選挙

○臨時議長（伊藤敏夫） 日程第2 議長選挙を行います。

この選挙は投票で行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（伊藤敏夫） ただいまの出席議員は 8 名であります。

立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番 伊藤 秀明 君、2 番 佐藤 真二 君を指名いたします。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（伊藤敏夫） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。この投票は、単記無記名であります。投票用紙に、議長の当選人とすべき議員ひとりの氏名を記載して下さい。氏名を特定できない場合は無効となります。

これより投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

○臨時議長（伊藤敏夫） 投票もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（伊藤敏夫） 投票漏れなしと認めます。開票を行います。立会人の立会いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（伊藤敏夫） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 8 票、これは先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 8 票、無効投票 0 票、有効投票中、伊藤敏夫君 7 票、齊藤鉄子君 1 票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、2 票であります。よって、私、伊藤敏夫が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖の解除）

○臨時議長（伊藤敏夫） ただいまの選挙について、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知を行い、承諾の挨拶をいたします。

○臨時議長（伊藤敏夫） ただいま、皆様のご支援をいただき、議長の重職を受けることになりました。議員の皆様となお一層、会話を通じてコミュニケーションを図り、村民のため、村政のために一生懸命頑張りますことをお誓い申し上げて、簡単ではありますが、感謝の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（伊藤敏夫） これをもって、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

これから議長としての議事を取りはかかりますが、暫時休憩いたします。

休憩（10：19）

再開（10：21）

○議長（伊藤敏夫） 再開いたします。お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加して議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、追加議事日程として議題とすることに決定しました。

日程第1 議席の指定

○議長（伊藤敏夫） 日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長から、ただいま着席のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤敏夫） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、1番 伊藤秀明君 2番 佐藤真二君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（伊藤敏夫） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

説明員の通告

○議長（伊藤敏夫） 説明員の通告がありますのでご報告いたします。

総務課長、小林博隆君。住民福祉課長、加藤浩二君。産業課長兼建設課長、大沢寿君。教育委員会事務局長、齊藤幹雄君。以上でございます。

日程第4 副議長選挙

○議長（伊藤敏夫） 日程第4 副議長選挙を行います。この選挙は投票で行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（伊藤敏夫） ただいまの出席議員数は8名であります。

立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番 萩野芳紀君、6番 河村良満君を指名いたします。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（伊藤敏夫） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。この投票は、単記無記名であります。投票用紙に、副議長の当選人とすべき議員ひとりの氏名を記載して下さい。氏名を特定できない場合は無効となります。

これより投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

○議長（伊藤敏夫） 投票もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 投票漏れなしと認めます。開票を行います。立会人の立会いを願います。

（開票）

○議長（伊藤敏夫） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 8 票、これは先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 8 票、無効投票 0 票、有効投票中、佐藤真二君 7 票、武石辰久君 1 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、2 票であります。よって、2 番、佐藤真二君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖の解除)

○議長（伊藤敏夫） ただいま副議長に当選されました佐藤真二君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。副議長に当選された佐藤真二君の挨拶があります。

○副議長（佐藤真二） ただいま、不肖私、議員皆様方のご推薦により、副議長の要職に就くことになり、非常に身に余る光栄に存じます。皆様のご協力をいただきながら、議長を補佐して、村政発展・議会発展のため、頑張る所存でございます。議員の皆様並びに村当局の皆様、温かいご指導とご鞭撻をいただきますよう、心からお願い申し上げます、簡単ではございますが、副議長就任の挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） ここで会議を中断し、11 時 10 分に再開することとし、暫時休憩いたします。

休憩（10：36）

再開（11：10）

日程第 5～日程第 7

○議長（伊藤敏夫） 再開いたします。

日程第 5、総務産業常任委員会委員の選任についての件から、日程第 7、議会広報編集委員会委員の選任についての件まで 3 件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会委員の選任については、委員会条例第 2 条及び第 7 条第 1 項の規定により、議長において、議員全員 8 人を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、総務産業常任委員会委員には、ただいま指名したとおり議員全員 8 人を選任することに決定しました。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 4 条の 2 第 2 項及び第

7条第1項の規定により、議長において、1番 伊藤秀明君、2番 佐藤真二君、4番 齊藤鉄子君、5番 萩野芳紀君、7番 北林義高君の5人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員には、ただいま指名したとおり5人を選任することに決定しました。

次に、議会広報編集委員会委員の選任については、上小阿仁村議会広報紙発行に関する条例第3条第3項の規定により、議長において、3番 武石辰久君、4番 齊藤鉄子君、5番 萩野芳紀君、6番 河村良満君、7番 北林義高君の5人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって議会広報編集委員会委員には、ただいま指名したとおり5人を選任することに決定しました。

日程第8、日程第9

○議長(伊藤敏夫) 日程第8、北秋田市周辺衛生施設組合議会議員の選挙についての件及び日程第9、北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員の選挙についての2件を一括議題といたします。

お諮りします。一括議題となっている2件の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。

北秋田市周辺衛生施設組合議会議員の指名を行います。定数は2人であり、3番 武石辰久君、4番 齊藤鉄子君を指名します。お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人を北秋田市周辺衛生施設組合議会議員

の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3番 武石辰久君、4番 齊藤鉄子君が北秋田市周辺衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました2人が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員の指名を行います。定数は2人です。1番 伊藤秀明君、7番 北林義高君を指名します。お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人を北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました1番 伊藤秀明君、7番 北林義高君が北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました2人が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第10

○議長(伊藤敏夫) 日程第10、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についての件を議題といたします。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定しました。指名の方法についてお諮りいたします。

(挙手するものあり)

○議長(伊藤敏夫) 2番 佐藤真二君

○2番(佐藤真二) 私、佐藤真二が秋田県後期高齢者医療広域連合議員の指名者に当たりたいと思いますのでお諮りください。

○議長（伊藤敏夫）ただいま、2番 佐藤真二君から、指名者になりたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。佐藤真二君を指名者とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫）異議なしと認めます。よって、佐藤真二君を指名者とすることに決定いたしました。

2番 佐藤真二君、登壇の上、指名をお願いします。

○2番（佐藤真二）秋田県後期高齢者医療広域連合議員には伊藤議長を指名します。

○議長（伊藤敏夫）お諮りいたします。ただいま佐藤真二君が指名しました議長 伊藤敏夫を当選人と定めることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、議長 伊藤敏夫が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

特別委員会設置の動議

（挙手するものあり）

○議長（伊藤敏夫） 2番 佐藤真二君

○2番（佐藤真二） 特別委員会設置の動議を提出いたします。

○議長（伊藤敏夫） 2番 佐藤真二君、登壇の上、提出して下さい。

○2番（佐藤真二） 特別委員会設置の動議を提出いたします。

本村議会には、長年、小阿仁川水系対策特別委員会が設置されてまいりました。小阿仁川をめぐっては、水量問題、洪水対策、環境問題等、まだまだ多くの検討すべき課題が残されております。

したがって、当議会においても小阿仁川水系対策特別委員会を設置し、委員は正副議長を含め5人とする動議を提出いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) ただいま、2番 佐藤真二君より、小阿仁川水系対策特別委員会設置に関する動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立しました。お諮りいたします。小阿仁川水系対策特別委員会設置に関する動議を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。お諮りいたします。ただいま議題となっている、小阿仁川水系対策特別委員会は、委員会条例第5条の規定により、5人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、調査期間は調査終了までとし、併せて閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、5人の委員をもって構成する、小阿仁川水系対策特別委員会を設置し、調査期間は調査終了までとし、併せて閉会中の継続審査とすることに決定しました。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名いたします。

小阿仁川水系対策特別委員会委員には、1番 伊藤秀明君、2番 佐藤真二君、5番 萩野芳紀君、7番 北林義高君、8番 伊藤敏夫の5人を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名した5人を委員とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(伊藤敏夫) 異議なしと認めます。よって、小阿仁川水系対策特別委員会委員には、ただいま指名した5人を選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩(11:23)

再開(11:45)

○議長(伊藤敏夫) 再開いたします。休憩中に、各委員会で互選により正副委員長が決定されたようですので、各委員長によりご報告願います。登壇し

て報告して下さい。最初に、総務産業常任委員会より報告願います。

(挙手するものあり)

○議長（伊藤敏夫）1番 伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明）総務産業常任委員長をおおせつかりました、伊藤秀明です。2年間ですけれども総務産業常任委員会を進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。副委員長には4番 齊藤鉄子議員が決まりましたので、ご報告いたします。

○議長（伊藤敏夫）次に議会運営委員会より報告願います。

(挙手するものあり)

○議長（伊藤敏夫）7番 北林義高君。

○7番（北林義高）委員長には私、北林義高。副委員長には1番 伊藤秀明議員が副委員長となりました。スムーズな議会運営に努めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫）次に議会広報編集委員会より報告願います。

(挙手するものあり)

○議長（伊藤敏夫）3番 武石辰久君

○3番（武石辰久）議会広報編集委員会の委員長をおおせつかりました武石辰久です。副委員長には河村良満さんです。親しみやすい広報にしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫）次に小阿仁川水系対策特別委員会より報告願います。

(挙手するものあり)

○議長（伊藤敏夫）2番 佐藤真二君。

○番 2（佐藤真二） 小阿仁川水系対策特別委員会委員長には私、佐藤真二。副委員長には議運の委員長、5番 北林義高議員であります。毎年氾濫のある小阿仁川でありますので、住民の皆様にご迷惑をかけないような、良い会議にしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

日程第 11 議案第 1 号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第 11 議案第 1 号 特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 上小阿仁村議会臨時会提出議案の 1 ページをお開きください。議案第 1 号 特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告について。

特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により別記のとおり報告し承認を求めます。

次のページをお願いいたします。専決第 2 号 専決処分書、上小阿仁村が保育を実施する児童に北秋田市立保育園を使用させることに関する契約を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別記のとおり専決処分する。平成 31 年 3 月 22 日専決。

3 ページ、4 ページに契約の内容を記載しております。上小阿仁村の子どもを北秋田市立米内沢保育園に入園させるものでありまして、平成 31 年 3 月 22 日に、北秋田市と上小阿仁村との間で契約を締結したものであります。契約期間は、平成 31 年 4 月 1 日から 1 年間となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 1 号 特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告についての件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

日程第12 議案第2号 上程・採決

議長（伊藤敏夫） 日程第12 議案第2号 平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 別冊になっております、臨時議会提出予算関係議案でございます。

1ページをお願いします。議案第2号 平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分について。地方自治法179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

次のページをお願いします。専決第1号専決処分書 平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。3月29日の専決でございます。

次のページをお願いします。3ページです。平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算。平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算は次に定めるところによる。第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,435万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,702万8千円とするものでございます。

6ページをお願いします。3ページの地方債の補正ということでございますけれども、災害復旧事業債の方で、10万円の減額ということでございます。

10ページと11ページをお願いします。歳入でございます。9款 地方交付税1項 地方交付税 1目地方交付税 8,445万円の追加でございます。1節 地方交付税 額の確定によるものでございます。8,445万円の追加によりまして、合計で1億3,400万円でございます。20款 村債 1項 村債 2目 過疎対策事業債 これについては、金額の変更はございません。節の方をお願いします。1節の 過疎対策事業債 社会資本整備総合交付金事業（舗装）。道路の舗装事業ですけれども、50万円の減額でございます。防災行政無線改修事業、これにつきましては、60万円の減額でございます。かみこあにプロジェクトの開催の事業費、これは30万円の減額でございます。DMOの秋田犬ツーリズム負担金、これは140万円の追加でございます。それぞれ事業の実績が確定しましたので、起債をそれに合わせて変更したということでございます。4目 災害復旧事業債、10万円の減額でございます。南沢の4号線の工事の起債額を10

万円減額するものでございます。

次のページをお願いします。12、13 ページでございます。歳出でございます。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 5 目 財産管理費。これは財源の更正であります。起債の額が変わりましたので、財源の更正をしたものでございます。防災無線の事業実績によるものでございます。防災無線の改修工事です。6 目 企画費、これも財源の更正ということで、起債の額が、かみこあにプロジェクトの起債の額が変わったので、財源に更正があったというものでございます。17 目 地域振興基金費、8,435 万円の追加でございます。今回の補正の余剰金を地域振興基金積立金に積み立てるということでございます。7 款 商工費 1 項 商工費 2 目 観光費、これにつきましても、起債の額の変更による、財源の更正でございます。8 款 土木費 2 項 道路橋りょう費 1 目 道路維持費、これにつきましても、財源の更正ということで、起債の額が変わったということでございます。11 款 災害復旧費 2 項 公共土木施設災害復旧費 1 目 公共土木施設災害復旧費、これにつきましても、起債の額の変更ということで、財源の更正があったということでございます。

説明については、以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 2 号 平成 30 年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

日程第 13 議案第 3 号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第 13 議案第 3 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 提出議案の 5 ページをお開き願います。

議案第 3 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につ

いて。上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の既定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により別記のとおり報告し承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。専決第 4 号 専決処分書 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別記のとおり専決処分する。平成 31 年 3 月 31 日専決でございます。

7 ページ以降に、改正の内容を記載してございますが、主な内容につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する条例の規定を整備するものでございます。

村民税関係では、消費税率の引き上げに伴う対策として、住宅ローン控除にかかる期間が 3 年間延長されること。ふるさと納税による寄附金税額控除については、特例控除額の措置対象を、総務大臣が指定する地方公共団体に対する寄附金とすることなど、また、軽自動車税関係では、取得した翌年度に受けられる、軽自動車税のグリーン化特例による軽減制度が、2 年間延長されることに伴う、関係規定の整備などとなっております。その他、地方税法等の一部改正に伴う、項ずれや字句の整理などが主なものとなっております。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでありまして、適用時期につきましては、内容によって異なっており、附則に定めたとおりの時期となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 3 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。本案は討論を省略し、報告どおり承認してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

日程第 14 議案第 4 号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第 14 議案第 4 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく 24 ページをお開きください。

議案第 4 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について。上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により別記のとおり報告し承認を求める。

25 ページでございます。専決第 5 号 専決処分書 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別記のとおり専決処分する。平成 31 年 3 月 31 日専決。

26 ページが内容となっております。内容につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を現行の「58 万円」から「61 万円」に引き上げること。それから軽減基準となります、被保険者 1 人あたりの額を 5 割軽減につきまして、現行の「27 万 5 千円」を「28 万円」に引き上げるものでございます。2 割軽減につきましては、現行の「50 万円」を「51 万円」に引き上げるものでございます。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 4 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。本案は、討論を省略し、報告どおり承認してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

日程第 15 議案第 5 号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第 15 議案第 5 号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、5 番 萩野芳紀君が除斥に該当すると認められますので、退場を求めます。

（除斥議員退場）

○議長（伊藤敏夫） 提案理由の説明を求めます。村長

○村長（中田吉穂） 議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。本村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

議員のうちから選任する監査委員

住所 上小阿仁村堂川字山根 37 番地

氏名 萩野芳紀

昭和 23 年 6 月 15 日生

提案理由は、議員のうちから選任する監査委員が、平成 31 年 4 月 30 日で任期満了となったためであります。以上、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。この採決は、無記名投票により行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって無記名投票で行うことに決定しました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（伊藤敏夫） 立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番 北林義高君、1番 伊藤秀明君を指名いたします。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（伊藤敏夫） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成または○印を、否とする諸君は反対または×印を記載してください。白票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条及び85条の規定により否とみなします。なお、この採決

の投票者数は6人であります。

これより投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

○議長（伊藤敏夫） 投票もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（伊藤敏夫） 投票総数 6 票、これは先ほどの投票者数と符合しております。

そのうち賛成 6 票、反対 0 票、以上のおり賛成が多数であります。よって、議案第 5 号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖の解除）

（除斥者入場）

○議長（伊藤敏夫） 5 番 萩野芳紀君に申し上げます。

議案第 5 号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定されましたので報告いたします。

日程第 16 閉会中の継続調査の申し出 上程・採択

○議長（伊藤敏夫） 閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉 会

○議長（伊藤敏夫） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、令和元年第3回上小阿仁村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

12時17分 閉会